

令和8年度事業承継セミナー開催業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

1 実施方法

別添「令和8年度事業承継セミナー開催業務委託公募型プロポーザル実施要領」のとおり

2 スケジュール

令和8年6月3日（水）	公募開始
6月10日（水）	質問書提出期限
6月12日（金）	参加申込書提出期限
6月18日（木）	辞退届提出期限
6月19日（金）	企画提案書提出期限
6月22日（月）～26日（金）	審査
6月29日（月）以降	採用事業者決定、契約締結

3 審査方法

- ・外部審査員を含めた書面審査により決定
 - ※必要に応じヒアリングのうえ採用事業者を決定
- ・審査基準については、別紙2「企画提案書の評価基準」参照

【審査員】

富山県事業承継・引継ぎ支援センター プロジェクトマネージャー
富山県地域産業振興室スタートアップ創業支援課長
富山県地域産業振興室経営支援課長

計3名

4 予算額

1,000 千円（令和7→8年度繰越明許費地域未来交付金（地域未来推進型）事業）

※ 事業承継つなぐサポート事業の予算（7,000 千円）の一部

令和8年度事業承継セミナー開催業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、令和8年度事業承継セミナー開催業務の業務受託者を選定するために行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関し、必要な事項を定めるものです。

2 委託する業務の概要

(1) 業務名

令和8年度事業承継セミナー開催業務

(2) 委託期間

契約締結の日から令和8年12月28日（月）まで

(3) 業務の仕様

別紙1仕様書のとおり

(4) 委託費の上限

金1,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※ この上限額は、公募に際して事業者が価格提案する際の上限額を提示するものであり、予定価格（契約時の上限額）を示すものではありません。

3 受託候補者選定方法

公募型プロポーザル方式により業者を決定します。

プロポーザルの申込みがあった業者から提出された企画書の内容を審査し、総合的に最も優れた提案をした業者を受託候補者として選定します。

※ 概算見積書の見積額が安価な提案を行った者を、第一義的に採用するものではありません。

4 プロポーザル参加資格要件

次の条件の全てを満たす者とします。

- (1) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること
- (2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと
- (4) 次のいずれにも該当しないこと

ア 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- キ 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- ク 参加者が破産者で復権を得ないもの又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き中若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者
- ケ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者
- コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
- サ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている者
- シ 県税を滞納している者
- ス 民法（明治29年法律第89号）第20条第1項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）
- セ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

5 参加手続き

- (1) プロポーザルへの参加申込

プロポーザル参加申込書（様式1）を令和8年6月12日（金）17時までに電子メールにて提出してください。

(2) 本プロポーザルに関する質問

- ① 質問書（様式2）を令和8年6月10日（水）17時までに電子メールにて提出してください。（質問への回答は、原則としてホームページに掲載します。）
- ② 以下の質問については、受付しません。
 - ア 評価基準の配点に関する質問
 - イ 他の応募者に関する質問
 - ウ その他プロポーザルに参加する者として適切でない質問

(3) その他

参加申込書、質問の提出先は「11 問合せ先」を参照してください。

6 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加を申し込んだ者は、別紙1「令和8年度事業承継セミナー開催業務委託仕様書」を踏まえ、次のとおり企画提案書等をご提出ください。

(1) 提出書類

次の書類（A4版）を電子データで提出してください。

- ① 企画提案書
 - ・別紙「仕様書」を参照のうえ、詳細な企画内容を提案すること。（任意様式、表紙込みで10枚（裏表あわせて20頁）以内）
 - ・本委託業務の目的に沿った提案であり、委託金額の上限の範囲内であれば、独自要素として実施項目を追加して差し支えない。
- ② 概算見積書
 - ・上記「2 委託する業務の概要」の「(4) 委託費の上限」範囲内で、本委託業務を履行するための経費を積算し、見積書を提出すること。
 - ・具体的な内訳が分かるように記載すること。
- ③ 実施スケジュール
- ④ 会社概要、組織体制が分かるもの、過去5年間（令和3年から令和7年度まで）において、都道府県又は市町村から受託した類似業務実績

(2) 提出期限

令和8年6月19日（金）17時 必着

※企画提案書の差替え及び再提出は原則認めません。

(3) 提出場所及び提出方法

- ① 提出先 「11 問合せ先」に同じ
- ② 提出方法 電子メールで送付してください。ファイル形式は PDF とします。

※必ず到達確認のお電話をお願いします。

7 審査

(1) 審査方法

書面審査により受託候補者を決定します。

(2) 審査基準

別紙2「企画提案書の評価基準」により審査を実施します。

(3) 審査結果

後日、書面で採否のみ通知します。また、審査結果に対する異議申立てはできないものとします。

8 契約締結

プロポーザルの結果、採用となった場合は、県と協議のうえ最終的な仕様を確定し、業務委託契約を締結するものとします。

9 その他

(1) 本プロポーザル参加に要する全ての費用は、参加者負担とします。

(2) 参加申込後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(3) 次に掲げる場合にはその提案は無効とします。

- ・所定の日時、場所において提出すべき書類を提出しなかった場合
- ・本プロポーザルに関する条件、指示事項等に違反した場合

(4) 受託者は、委託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。以上のことについては、委託業務終了後も同様とします。

10 今後のスケジュール

プロポーザル質問締切	令和8年6月10日（水）17時
プロポーザル参加申込締切	令和8年6月12日（金）17時
プロポーザル辞退届締切	令和8年6月18日（木）17時
プロポーザル企画提案書提出締切	令和8年6月19日（金）17時
審査結果通知、契約締結	令和8年7月上旬以降

11 問合せ先

富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1-7

Tel:076-444-3248 Fax:076-444-4402

E-mail : achiikisangyoshinko@pref.toyama.lg.jp

令和 8 年度事業承継セミナー開催業務委託仕様書

1 事業名 令和 8 年度事業承継セミナー開催業務委託

2 事業目的

本県では、中小企業等の貴重な経営資源や雇用・技術を次世代へ引き継ぐため、セミナーの開催等を通じ、事業承継の普及啓発に取り組んできた。

本事業は、事業承継の一層の推進に向け、後継者未定の経営者や事業承継によって創業を検討している方を対象にセミナーを開催する。

3 委託業務の期間

契約締結日から令和 8 年 12 月 28 日（月）まで

4 業務の内容

事業承継セミナーの開催（2 回）及びこれにかかる一切の運営業務

① 開催日時

令和 8 年 8 月～11 月の期間中に 2 回、開催するものとする。

② 開催場所・開催方法

開催形式は対面形式とし、開催場所（会場）を提案すること

③ セミナーの内容・対象

次の内容でそれぞれ実施すること。

- i 事業承継を「早期に取り組むべき経営課題」と位置付け、経営者本人のみならず親族にも必要性を周知できる内容とし、後継者選定、関係者との合意形成、承継計画策定等を具体事例で解説できる登壇候補者を提案すること。

対象：後継者未定の経営者、親族等の後継者候補など事業承継に関心のある事業者及び支援機関

- ii M&A 承継を譲渡側・譲受側双方にとって有効な選択肢として理解できる内容とし、譲渡・譲受の判断基準、進行プロセス、成約後の経営改善事例等を中心に講演できる登壇候補者を提案すること。承継を契機とした第二創業（※ 1）やベンチャー型事業承継（※ 2）等の潜在的買い手の参加を促進し裾野を拡大する観点も盛り込むこと。

対象：後継者未定の経営者、後継者候補など譲受を検討する企業・創業希望者等の事業者及び支援機関

※ 1 第二創業とは

後継者が先代から事業を引き継いだ場合等に、業態転換や新事業・新分野に進出すること

※ 2 ベンチャー型事業承継とは

若手後継者が世代交代を機に先代から受け継ぐ有形・無形の経営資源をベースに新規事業、業態転換、新市場参入など新たな領域に挑戦することで永続的な経営をめざし社会に新たな価値を生み出すこと

④ セミナー運営

セミナー講師との連絡調整（旅費・謝礼の支払いを含む）をはじめ、会場の手配、参加者の募集受付、当日の司会進行など、セミナー開催にかかる一切の業務を行うこと。

⑤ 開催案内チラシの作成、セミナーの周知

各回 50 名程度の参加を想定し、セミナーの宣伝、集客に努めること。

県と協議のうえセミナーの開催案内チラシ（A 4 判、4 色刷カラー、少なくとも 500 部以上）を作成・印刷し、セミナーの周知に努めること。

⑥ アンケートの実施

セミナー参加者に対するアンケートを実施すること。

※ アンケートの内容は、今後の改善に活用できるものとし、その内容は県と協議すること。

⑦ その他

オンライン配信や個別相談会を付加するなど、セミナーの集客につなげる工夫について提案すること

5 留意事項

- (1) セミナーの内容は「4 業務の内容 ③セミナーの内容・対象」、及び県内企業のニーズを踏まえたものとする。
- (2) 受託者はセミナー講師を選定・調整すること。ただし、県と協議のうえ最終決定するものとする。
- (3) 概算見積書には、セミナー講師への謝金、セミナー運営費、開催案内チラシ作成・印刷にかかる費用など、本セミナーにかかる費用の全てを記載すること。

6 その他

- (1) 委託業務の実施に当たっては、県に必要な協議及び打合せを行い、業務を進めること。
- (2) 当該業務の内容から第三者に委託することが合理的であると県が認める場合には、委託業務の一部を第三者に委託することができる。
- (3) 委託業務により新たに生じた資料等の著作権については、原則として富山県に帰属するものとする。また、受託者は、本委託業務の実施のために必要な第三者の著作権・肖像権にかかる対応については、事前に書面にて許諾を得るとともに、県にその旨を書面により報告するものとする。
- (4) 本業務により取得した個人情報、富山県に無断で第三者に提供することはできない。
- (5) 業務を実施するため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

- (6) 事業趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載のない事項についても、新たな提案を妨げるものではない。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点については、県と受託者が必要に応じて協議するものとする。
- (8) 本仕様書はプロポーザル用であり、採用者とは内容を別途協議のうえ、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある。
- (9) 本事業は、国の地方創生推進交付金を活用した事業であることから、会計検査等の対象となるので、必要に応じて、証拠書類等の提出を求める場合がある。

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

受託者は、この契約による事務（以下「委託事務」という。）を処理するために個人情報等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報（特定個人情報を除く。以下同じ。）、法第2条第5項に規定する仮名加工情報、法第2条第6項に規定する匿名加工情報、法第73条第3項に規定する削除情報等、法第109条第4項に規定する削除情報及び法第116条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 取得の制限

受託者は、委託事務を処理するために個人情報等を取得するときは、当該委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 個人情報等に関する秘密の保持

受託者は、委託事務を処理する上で知り得た個人情報等に関する秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第4 利用及び提供の制限

受託者は、県の指示又は承認があるときを除き、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等を当該委託事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第5 安全確保の措置

受託者は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第6 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 受託者は、委託事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受託者は、県に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第7 再委託

- 1 受託者は、個人情報等を取り扱う業務を第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に再委託する場合、事前に県の記録に残る方法による承認を得るとともに、本特記事項に定める、県が受託者に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。

- 2 受託者は、県に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 3 1、2の内容は、承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。

第8 従事者への周知及び監督

- 1 受託者は、委託事務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該委託事務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- 2 受託者は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第9 複写又は複製の禁止

受託者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ県の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

第10 資料等の返還及び廃棄

- 1 受託者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報等が記録された資料等を、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後直ちに県に返還しなければならない。ただし、県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 受託者は、委託事務を処理するために県から引き渡され、又は受託者が自ら作成し、若しくは取得した個人情報等が記録された資料等（前記1の規定により県に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第11 取扱状況の報告及び調査

県は、必要があると認めるときは、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の取扱状況を受託者に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

第12 指示

県は、受託者が委託事務を処理するために取り扱っている個人情報等について、その取扱いが不適正と認められるときは、受託者に対して必要な指示を行うものとし、受託者はその指示に従わなければならない。

第13 事故報告

受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに県に報告し、発注者の指示に従うものとする。

第14 損害のために生じた経費の負担

委託事務の処理に関し、個人情報等の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が県の責めに帰する

事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、県が負担するものとする。

第15 名称等の公表

県は、受託者がこの契約に違反し、個人情報等の不適正な取扱いを行った場合において、事前に受託者から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、受託者の名称、所在地及びその個人情報等の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 第3の規定に違反し秘密を漏らしたとき。
- (2) 第4の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。
- (3) 第5の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報等を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1)から(3)までに相当する個人情報等の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報等の不適正な取扱いの態様、個人情報等の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。

企画提案書の評価基準

項目	主な審査の視点	配点
企画内容	・提案内容が事業の趣旨に沿った企画・構成になっているか	20
	・提案内容が具体的かつ適当で、実現可能性の高いものになっているか	20
	・効果的な募集方法や広報先について、具体的な提案になっているか	10
	・仕様書の条件に合致しているか	10
業務実施体制・業務実績	・必要な組織、人員体制が整っており、各役割が明確か	5
	・類似の業務委託に係る実績は十分か	5
	・業務関係者と連絡を密に取ることができる体制となっているか	10
計画工程の確実性	・業務の実施内容が明確であり、確実に業務を遂行できる工程であるか	10
概算見積書	・必要とされる経費・費目がバランスよく過不足なく、適正に積算されているか	5
その他	・その他評価すべき特徴的な提案があるか	5
合計		100

(様式1)

令和8年 月 日

富山県商工労働部地域産業振興室 行
E-mail : achiikisangyoshinko@pref.toyama.lg.jp

プロポーザル参加申込書

令和8年度事業承継セミナー開催業務委託の公募型プロポーザルについて、
下記のとおり参加を申し込みます。

住所	
商号又は名称	
代表者氏名	
担当者職氏名	
電話番号	
F A X	
E-mail	

※令和8年6月12日(金)17時(必着)
※必ず到達確認のお電話をお願いします。
(TEL : 076-444-3248)

(様式2)

令和8年 月 日

富山県商工労働部地域産業振興室 行

E-mail : achiikisangyoshinko@pref.toyama.lg.jp

質 問 書

令和8年度事業承継セミナー開催業務委託に関する企画提案について、次のとおり質問します。

※令和8年6月10日(水)17時まで(必着)受け付けます。

※必ず到達確認のお電話をお願いします。

(TEL : 076-444-3248)

〔担当者連絡先〕

会社名 :

職氏名 :

電 話 :

F A X :

E-mail :